



令和3年度

# 羽咋市空家リフォーム再生事業

空家のリフォーム工事・取得・家財道具処分・除却費用の一部を助成します

## ● 利活用する空家

種類		リフォーム		取得		家財道具処分
助成内容		住居・事業用に使用するための空家のリフォーム		自己の住居・事業用として使用するための空家の購入		住居・事業用として使用するための空家の家財道具の処分
対象空家		住宅・店舗等で1年以上使用していない空家 (昭和56年6月1日以降に建てられた空家)				
対象者		空家の所有者または借主		空家を購入する方		空家の所有者または借主
助成金 (補助率)		市内業者 50万円 (1/3以内)	市外業者 20万円 (1/3以内)	転入者 50万円 (1/3以内)	転入者以外 20万円 (1/3以内)	10万円 (1/3以内)
加算助成金	若者世帯 (世帯主が35歳以下)	一律10万円				-
	女性応援世帯 (世帯主が女性)	一律10万円				-
	居住誘導区域 (立地適正化計画)	一律30万円				-
申請期限		着工前		売買契約後60日以内		処分前

▲昭和56年5月31日以前に建てられた空家については、耐震住宅リフォーム支援事業を併用活用することで少額の自己負担で安全性・快適性を確保することができます。(最大300万円を助成します。)

※転入者の要件は①②のすべてに該当する方

①契約日において、1年以上羽咋市外に居住していた方

②契約において、転入後2年以内の方又は契約日から1年以内に転入する方

## ● 除却する空家

※倉庫、車庫、同一敷地内に使用中の建物がある空家や危険なブロック塀等がある空家は対象外です。

種類	空家		大規模空家	
助成内容	跡地を適正に維持管理するための空家の解体(1年未満の空家の建替に伴う解体は除く)			
対象空家	すべての空家		木造(①~④の一つを満たすもの) ①延べ面積500㎡を超える ②階数が3以上 ③高さが13mを超える ④軒高が9mを超える	非木造(①~②の一つを満たすもの) ①延べ面積が200㎡を超える ②階数が2以上
対象者	所有者			
助成金	市内業者 30万円 (1/3以内)	市外業者 10万円 (1/3以内)	市内業者 100万円 (1/3以内)	市外業者 80万円 (1/3以内)
加算助成金	旧耐震空家(昭和56年以前に建築された空家)			一律20万円
申請期限	着工前			

### ★注意

●助成を受ける場合は必ず事前に交付申請書を提出して下さい。

いかなる理由によりましても事後の申請は受け付けませんのでご注意ください。

●工事が完了しましたら、完了実績報告が必要となりますので、忘れずに提出して下さい。

●助成金は20万円までは地域商品券、残りは現金で支給します。

※助成制度には各種条件がございますので、市のホームページの「空家リフォーム再生事業助成金交付要綱」をご確認下さい。

【問い合わせ・申請先】羽咋市役所2階 地域整備課 ☎0767-22-9645 Fax.0767-22-4484  
〒925-8501 石川県羽咋市旭町ア200 E-mail kensetsu@city.hakui.lg.jp